

障害者の自立支援に向けた生活実態把握の重要性 ——「障害者生活実態調査」の結果から——

土 屋 葉

I はじめに

本稿の目的は、障害者生活実態調査研究会（主任研究者：国立社会保障・人口問題研究所 勝又幸子）が行った「第1回障害者生活実態調査」（2005年）および「第2回障害者生活実態調査」（2006年）（以下「実態調査」とする）の結果をまとめ、障害者の自立とその保障という観点から分析・考察を行うことである。

障害をもつ人が「地域」において、単独あるいは家族とともに「あたりまえ」の「自立」した生活を送ることに批判的な人は少ないだろう。しかし経済的な面では、必ずしもそれが実現できる保障が整っているわけではない。また、地域で暮らしている人の生活が、生活時間という面において、非障害者の生活と比べ「あたりまえ」のものとなり得ているかという疑問も残る。

これまで障害者の実態を把握しようとした既存の調査は複数ある。国による調査では「身体障害児・者実態調査」、「知的障害児（者）基礎調査」が5年ごとに行われており〔厚生労働省社会・援護局 2005, 2008b〕、精神障害者を対象とした調査は周期的には行われていないものの、身体障害・知的障害と合わせた就業実態や、サービスニーズにかんする調査結果等が報告されている〔厚生労働省社会・援護局 2003, 2008a〕。

しかし、経済的な面からみた生活実態については明らかにされているとはいいがたい。障害者の所得水準を把握するための、適当な政府統計調査

は存在しないことはすでに指摘されている〔同志社大学大学院埋橋ゼミ 2005, p. 8〕。前述の厚生労働省が行った調査では、障害者の1カ月の総収入は「6万円以上9万円未満」の層が11.5%で最も多いことが示されているにすぎず、「回答なし」も34.6%ある〔厚生労働省社会・援護局 2008b, p. 45〕。また、生活時間の面から、障害者がどのように1日の時間を配分して生活しているかを明らかにするような調査は存在しない。既出の調査では「障害者の外出の状況」や「活動の状況」といった質問項目があるが、ここで明らかにされているのは身体障害者のうち「ほぼ毎日」外出をしているのは35.6%（「年に数回」の人も9.7%）、過去1年間に旅行に出かけた人が24.3%、といったことのみである〔厚生労働省社会・援護局 2008b, p. 31〕。

本稿では、2回の調査から得られたデータをもとに、世帯状況を踏まえ家計構造を通してみた実態と生活時間という視点からみた実態を明らかにする試みを行う。こうした試みは障害をもつ人の「自立」支援を考えるために必要不可欠であると思われる。また、既存の一般を対象とした調査結果との比較も行うが、これは、「他の者との平等の機会」を考える際には、障害者と非障害者に間に存在する項目ごとの差を明らかにすることが重要であるという認識に基づくものである¹⁾。

II 調査概要

「実態調査」は、障害者の生活実態を家計構造

と生活時間の面から把握することを目的としている。第1回の調査は東京都稲城市において、第2回の調査は静岡県富士市において実施した。対象としたのはそれぞれの市に在住する18歳以上65歳未満の、身体障害者手帳・愛の手帳・精神保健手帳を所持している人、また、難病で公費負担医療費を受給している人、地域の生活支援センターや授産施設に通所している人である。

稲城市・富士市ともに市が管理する住民リストの提供を受け、居住地および同一世帯で2名以上の対象者が抽出されないことに配慮してランダム・サンプリングを行った。合計サンプルはそれぞれ稲城市94、富士市113であり、依頼文書配達数からみた調査実施数の割合は、稲城市調査では約24.7%、富士市調査では約18.8%であった。ともに訪問調査で一部調査票（基礎調査票2～4）を留め置き、2度目の訪問で回収するという方法をとった。調査内容は、本人および家族の属性や障害の状況、就労の状況、収入や課税、支出の状況、本人の医療の受療状況、支援費の受給状況、生活時間である²⁾。

以下ではこの2つの調査から得られたデータを合算したデータにもとづき、回答者の属する世帯状況を考慮しつつ、分析を行っていく³⁾。

分析対象とした障害者の特徴は以下のようなものである（表1、表2、表3⁴⁾。まず障害別では身体障害者が132人（63.8%）と多く、精神障害者28人（13.5%）、知的障害者24人（11.6%）、重複障害者10人（4.8%）となっている。性別では男性116人（56.0%）、女性91人（44.0%）とやや男性が多いが、とくに知的障害者と精神障害者では男性の割合がそれぞれ66.7%、64.3%と高くなっている。また障害別の年齢構成をみると、身体障害者では50代の割合が31.1%、60～64歳の割合が34.1%と高く、知的障害者では30代の割合が54.2%と高い。

III 家計構造の分析

1 世帯状況への着目

世帯状況をみるために、世帯を「定位家族」

表1 回答者の障害別構成

| | 稲城市 | 富士市 | 合計 |
|--------|-------------|--------------|--------------|
| 身体障害 | 57 60.6 | 75 66.4 | 132 63.8 |
| 知的障害 | 16 17.0 | 8 7.1 | 24 11.6 |
| 精神障害 | 14 14.9 | 14 12.4 | 28 13.5 |
| 重複障害 | 3 3.2 | 7 6.2 | 10 4.8 |
| 非手帳保持者 | 4 4.3 | 9 8.0 | 13 6.3 |
| 合計 | 94 100.0 | 113 100.0 | 207 100.0 |

表2 回答者の障害別性別構成

| | | 男性 | 女性 | 合計 |
|--------|-----|------------|-----------|-------------|
| 身体障害 | 稲城市 | 29 (50.9) | 28 (49.1) | 57 (100.0) |
| | 富士市 | 42 (56.0) | 33 (44.0) | 75 (100.0) |
| | 合計 | 71 (53.8) | 61 (46.2) | 132 (100.0) |
| 知的障害 | 稲城市 | 11 (68.8) | 5 (31.3) | 16 (100.0) |
| | 富士市 | 5 (62.5) | 3 (37.5) | 8 (100.0) |
| | 合計 | 16 (66.7) | 8 (33.3) | 24 (100.0) |
| 精神障害 | 稲城市 | 10 (71.4) | 4 (28.6) | 14 (100.0) |
| | 富士市 | 8 (57.1) | 6 (42.9) | 14 (100.0) |
| | 合計 | 18 (64.3) | 10 (35.7) | 28 (100.0) |
| 重複障害 | 稲城市 | 1 (33.3) | 2 (66.7) | 3 (100.0) |
| | 富士市 | 4 (57.1) | 3 (42.9) | 7 (100.0) |
| | 合計 | 5 (50.0) | 5 (50.0) | 10 (100.0) |
| 非手帳保持者 | 稲城市 | 3 (75.0) | 1 (25.0) | 4 (100.0) |
| | 富士市 | 3 (33.3) | 6 (66.7) | 9 (100.0) |
| | 合計 | 6 (46.2) | 7 (53.8) | 13 (100.0) |
| 合計 | | 116 (56.0) | 91 (44.0) | 207 (100.0) |

「生殖家族」, 「単身世帯」, 「その他世帯」の4つに類型化した。定位家族 (family of orientation) とは、子どもの立場から見た家族のことであり、生殖家族 (family of procreation) とは、本人の婚姻関係によって生じた家族のことである。ここに注目した理由として、障害をもつ人の生活実態をとらえる際には、生まれおちた定位家族のなかで暮らしているのか、結婚するなどし、新たな生殖家族で暮らしているのかが重要な鍵となることがある。先天性の身体障害、知的障害、精神障害をもつ人は離家が選択しづらく、年齢を重ねても定位

表3 回答者の障害別年齢別構成

| | | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | ～64歳 | 合計 |
|--------|-----|----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|
| 身体障害 | 稲城市 | 0 (0.0) | 6 (10.5) | 6 (10.5) | 15 (26.3) | 18 (26.3) | 12 (21.1) | 57 (100.0) |
| | 富士市 | 0 (0.0) | 1 (1.3) | 6 (8.0) | 12 (16.0) | 23 (30.7) | 33 (44.0) | 75 (100.0) |
| | 合計 | 0 (0.0) | 7 (5.3) | 12 (9.1) | 27 (20.5) | 41 (31.1) | 45 (34.1) | 132 (100.0) |
| 知的障害 | 稲城市 | 1 (6.3) | 0 (0.0) | 10 (62.5) | 4 (25.0) | 1 (6.3) | 0 (0.0) | 16 (100.0) |
| | 富士市 | 0 (0.0) | 2 (25.0) | 3 (37.5) | 2 (25.0) | 1 (12.5) | 0 (0.0) | 8 (100.0) |
| | 合計 | 1 (4.2) | 2 (8.3) | 13 (54.2) | 6 (25.0) | 2 (8.3) | 0 (0.0) | 24 (100.0) |
| 精神障害 | 稲城市 | 0 (0.0) | 1 (7.1) | 4 (28.6) | 4 (28.6) | 5 (35.7) | 0 (0.0) | 14 (100.0) |
| | 富士市 | 0 (0.0) | 1 (7.1) | 3 (21.4) | 6 (42.9) | 3 (21.4) | 1 (7.1) | 14 (100.0) |
| | 合計 | 0 (0.0) | 2 (7.1) | 7 (25.0) | 10 (35.7) | 8 (28.6) | 1 (3.6) | 28 (100.0) |
| 重複障害 | 稲城市 | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 2 (66.7) | 1 (33.1) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 3 (100.0) |
| | 富士市 | 1 (14.3) | 2 (28.6) | 1 (14.3) | 2 (28.6) | 1 (14.3) | 0 (0.0) | 7 (100.0) |
| | 合計 | 1 (10.0) | 2 (20.0) | 3 (30.0) | 3 (30.0) | 1 (10.0) | 0 (0.0) | 10 (100.0) |
| 非手帳保持者 | 稲城市 | 0 (0.0) | 2 (50.0) | 1 (25.1) | 0 (0.0) | 1 (25.1) | 0 (0.0) | 4 (100.0) |
| | 富士市 | 0 (0.0) | 3 (33.3) | 4 (44.4) | 2 (22.2) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 9 (100.0) |
| | 合計 | 0 (0.0) | 5 (38.5) | 5 (38.5) | 2 (15.4) | 1 (7.7) | 0 (0.0) | 13 (100.0) |
| 合計 | | 2 (1.0) | 18 (8.7) | 40 (19.3) | 48 (23.2) | 53 (25.6) | 46 (22.2) | 207 (100.0) |

表4 障害別世帯状況

| | | 単身世帯 | 生殖家族 | 定位家族 | その他世帯 | GH | 合計 |
|--------|-----|-----------|------------|-----------|----------|----------|-------------|
| 身体障害 | 稲城市 | 8 (14.0) | 37 (64.9) | 8 (14.0) | 3 (5.3) | 1 (1.8) | 57 (100.0) |
| | 富士市 | 8 (10.7) | 61 (81.3) | 5 (6.7) | 1 (1.3) | 0 (0.0) | 75 (100.0) |
| | 合計 | 16 (12.1) | 98 (74.2) | 13 (9.8) | 4 (3.0) | 1 (0.8) | 132 (100.0) |
| 知的障害 | 稲城市 | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 8 (50.0) | 1 (6.3) | 7 (43.8) | 16 (100.0) |
| | 富士市 | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 5 (62.5) | 1 (12.5) | 2 (25.0) | 8 (100.0) |
| | 合計 | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 13 (54.2) | 2 (8.3) | 9 (37.5) | 24 (100.0) |
| 精神障害 | 稲城市 | 10 (71.4) | 2 (14.3) | 2 (14.3) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 14 (100.0) |
| | 富士市 | 3 (21.4) | 1 (7.1) | 9 (64.3) | 0 (0.0) | 1 (7.1) | 14 (100.0) |
| | 合計 | 13 (46.4) | 3 (10.7) | 11 (39.3) | 0 (0.0) | 1 (3.6) | 28 (100.0) |
| 重複障害 | 稲城市 | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 3 (100.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 3 (100.0) |
| | 富士市 | 0 (0.0) | 1 (14.3) | 5 (71.4) | 1 (14.3) | 0 (0.0) | 7 (100.0) |
| | 合計 | 0 (0.0) | 1 (10.0) | 8 (80.0) | 1 (10.0) | 0 (0.0) | 10 (100.0) |
| 非手帳保持者 | 稲城市 | 1 (25.0) | 0 (0.0) | 2 (50.0) | 0 (0.0) | 1 (25.0) | 4 (100.0) |
| | 富士市 | 1 (11.1) | 1 (11.1) | 7 (77.8) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 9 (100.0) |
| | 合計 | 2 (15.4) | 1 (7.7) | 9 (69.2) | 0 (0.0) | 1 (7.7) | 13 (100.0) |
| 合計 | | 31 (15.0) | 103 (49.8) | 54 (26.1) | 7 (3.4) | 12 (5.8) | 207 (100.0) |

家族に留まる割合が高いことは、「親亡き後」の問題として広く認知されている。こうした人びとの未婚率の高さは、離家のきっかけの1つとなる婚姻というライフ・イベントを経験していないことを表している。

しかし、大規模調査である「国勢調査」, 「消費生活実態調査」などにおいて用いられている世帯

分類（単身世帯、夫婦のみの世帯、親と未婚の子のみの世帯、その他の世帯など）では、定位家族で暮らし続ける子どもと高齢の親という形態も、生殖家族における夫婦と未婚の子どもという形態も、同じ「親と未婚の子のみの世帯」に分類され、区別ができない。このためここでは、1人の障害をもつ人に注目し、その人が属する家族の形

態を指標にしていく。

注目するのは、配偶者・子どもの有無と親との同居である。障害者が配偶者と共に暮らしている家族を、同居・別居の子の有無、親との同別居にかかわらず、「生殖家族」としてカウントした（配偶者と離・死別などし、子どもと共に暮らす6世帯を含む⁵⁾。それ以外の障害者が親と同居をしている家族を、きょうだいとの同別居、祖父母との同別居にかかわらず「定位家族」としてカウントした（離別して親と同居する1世帯を含む）。「単身世帯」は一人暮らしの障害者の世帯を指し、きょうだいと暮らしている世帯、その他の親族と暮らしている世帯などを「その他世帯」、グループホームに暮らす人の世帯を「グループホーム世帯」としてカウントした。

また、障害をもつ本人のジェンダーについて目配りをした。世帯の状況や就労の状況、雇用者収入の額についてもジェンダー差があることは推測されるが、厚生労働省の調査においても、比較的規模の大きいJD調査においても、男女別に集計されておらず、本人のジェンダーに目配りした家計状況の分析は多くはない。

2 世帯状況

障害をもつ人が暮らす世帯状況を見ていく（表4）。全体では生殖家族に暮らす人が103人（49.8%）と多くを占め、次いで定位家族に暮らす人54人（26.1%）、単身世帯で暮らす人31人（15.0%）、グループホームで暮らす人12人

表5 本人収入合計

| 度数 | 有効 | 203 |
|---------|-----|---------|
| | 欠損値 | 0 |
| 平均値（万円） | | 172.19 |
| 中央値 | | 105.00 |
| 標準偏差 | | 184.442 |
| 最小値 | | 0 |
| 最大値 | | 1,126 |

注) 1,500万円以上は除く。

（5.8%）となっている。障害別にみると、身体障害者の74.2%が生殖家族に暮らしており、重複障害者の80.0%、非手帳保持者の69.2%、知的障害者の54.2%、精神障害者の39.3%が定位家族に暮らしている。精神障害者の46.4%、身体障害者の12.1%が単身世帯で暮らし、知的障害者の37.5%がグループホームで暮らしている⁶⁾。

3 収入

本人収入をみていく。収入合計が1,500万円以上の2名、無回答2名を除く203人を分析対象とした。収入合計の平均値は172.19万円であるが、中央値は105万円であり、低額層に偏っていることが特徴である（表5）。

本人収入の内訳をみていく（表6）。まず「障害にかかわる年金」は、全体では93人（45.8%）、知的障害者では79.2%が受給している⁷⁾。「雇用者収入」は86人（42.4%）の人が得ているが、額については最小値1から最大値900

表6 収入内訳

| | 回答（人） | % | 平均値（万円） | 標準偏差 | 中央値 | 最小値 | 最大値 |
|-----------|-------|------|---------|---------|------|-----|-----|
| 雇用者収入 | 86 | 42.4 | 196.97 | 222.688 | 118 | 1 | 900 |
| 年金（障害） | 93 | 45.8 | 98.55 | 46.961 | 79 | 8 | 240 |
| 年金（障害以外） | 35 | 17.2 | 101.80 | 79.033 | 84 | 1 | 285 |
| 雇用保険 | 8 | 3.9 | 64.88 | 68.676 | 40.5 | 1 | 194 |
| 生活保護 | 19 | 9.4 | 109.05 | 66.947 | 130 | 23 | 240 |
| 手当て（障害） | 46 | 22.7 | 19.91 | 20.340 | 16 | 1 | 90 |
| 手当て（障害以外） | 5 | 2.5 | 88.40 | 73.480 | 73 | 18 | 192 |
| 仕送り | 11 | 5.4 | 31.55 | 33.140 | 12 | 1 | 96 |
| 企業年金・個人年金 | 13 | 6.4 | 41.15 | 34.212 | 39 | 1 | 116 |
| その他の所得 | 13 | 6.4 | 41.31 | 39.731 | 30 | 1 | 119 |

注) 雇用者収入は高額所得者1名を除く。

表7 性別障害種別本人収入合計

| (万円) | | | |
|--------|-------|-------|-------|
| | 男性 | 女性 | 平均 |
| 身体障害 | 294.8 | 125.7 | 216.2 |
| 知的障害 | 102.8 | 96.5 | 100.7 |
| 精神障害 | 108.2 | 102.3 | 106.2 |
| 重複障害 | 94.6 | 115.0 | 104.8 |
| 非手帳保持者 | 101.7 | 17.9 | 56.5 |
| 全体 | 219.4 | 111.7 | 172.2 |

とばらつきが大きい。次いで「手当て(障害)」(46人, 22.7%)「年金(障害以外)」(35人, 17.2%)となっている。「生活保護」(19人, 9.4%)を受給する割合が高く、とくに精神障害者、非手帳保持者に多い。

次に障害別・性別にみていこう(表7, 表8, 表9)。障害別では、身体障害者の収入平均額が

216.18万円なのに対し、知的障害者、重複障害者の収入はそれぞれ100.67万円, 104.80万円と半額未満である。精神障害者は106.22万円であるが、精神障害をもつが手帳をもたない非手帳保持者は56.5万円とさらに低額である。

性別にみていくと、男性219.45万円, 女性111.65万円と107.8万円の差があり、女性の収入は男性の収入の50.1%にすぎない。性別障害別にみていくと、重複障害者を除き、男性の方が多くなっているが、知的障害, 精神障害にかんしては差はほとんどないのに比べ、身体障害では男性294.83万円, 女性125.73万円, 非手帳保持者では男性101.67万円, 女性17.86万円と差が大きい。

身体障害者と比較すると知的障害者, 精神障害者, 非手帳保持者はばらつきが小さい。また、最

表8 障害別本人収入合計(男性)

| | 回答(人) | 平均値(万円) | 標準偏差 | 中央値 | 最小値 | 最大値 |
|--------|-------|---------|---------|--------|-----|-----|
| 身体障害 | 69 | 294.83 | 208.945 | 247.00 | 0 | 900 |
| 知的障害 | 16 | 102.75 | 66.426 | 81.50 | 0 | 233 |
| 精神障害 | 18 | 108.17 | 70.854 | 97.00 | 2 | 250 |
| 重複障害 | 5 | 94.60 | 14.605 | 91.00 | 79 | 114 |
| 非手帳保持者 | 6 | 101.67 | 55.479 | 108.50 | 2 | 174 |
| 全体 | 114 | 219.45 | 191.190 | 174.50 | 0 | 900 |

註) 1,500万円以上は除く。

表9 障害別本人収入合計(女性)

| | 回答(人) | 平均値(万円) | 標準偏差 | 中央値 | 最小値 | 最大値 |
|--------|-------|---------|---------|--------|-----|------|
| 身体障害 | 60 | 125.73 | 185.183 | 93.50 | 0 | 1126 |
| 知的障害 | 8 | 96.50 | 32.724 | 101.50 | 39 | 149 |
| 精神障害 | 9 | 102.33 | 48.433 | 85.00 | 17 | 165 |
| 重複障害 | 5 | 115.00 | 85.384 | 99.00 | 0 | 209 |
| 非手帳保持者 | 7 | 17.86 | 30.640 | 1.00 | 0 | 84 |
| 全体 | 89 | 111.65 | 156.688 | 92.00 | 0 | 1126 |

註) 1,500万円以上は除く。

表10 単身世帯(本調査:単身世帯+GH世帯)本人収入合計比較(1)

(万円)

| | 回答(人) | 障害者実態調査 | 回答(人) | 稲城市 | 回答(人) | 富士市 | 全国消費実態調査(2004) |
|----|-------|---------|-------|--------|-------|--------|----------------|
| 男性 | 33 | 173.97 | 22 | 175.50 | 11 | 170.91 | 409.4 |
| 女性 | 10 | 91.60 | 6 | 94.83 | 4 | 86.75 | 270.4 |
| 平均 | 43 | 154.81 | 28 | 158.21 | 15 | 148.47 | 336.8 |

大値が男性では 250 万円，女性が 200 万円未満であることから，低収入層に位置する傾向がみえる。

世帯類型ごとの収入を，「全国消費実態調査」〔2004〕と比べてみよう。まず，「全国消費実態調査」における単身世帯（全世帯・若年勤労者世帯，高齢者世帯を含む）の平均収入と「実態調査」の平均収入を比較すると，後者が 172 万円強ほど低い数値となっている（表 10）。分布を比較すると，「実態調査」では 100 万円未満に 39.5% が偏っており，高収入階層に向けて徐々に減っていくのに対し，「全国消費実態調査」では満遍なく分布している（表 11，図 1）。

2 人以上世帯の場合，「実態調査」の平均収入 591.01 万円は，「全国消費実態調査」の 692.5 万円と比較すると 103 万円ほど低い数値となっているが，単身世帯ほど差は大きくない（表 12）。分

表 11 単身世帯（実態調査：単身世帯+GH 世帯）本人収入合計比較（2） (%)

| | 障害者実態調査 | 全国消費実態調査 (2004) |
|--------------|---------|-----------------|
| 100 万円未満 | 39.5 | 6.4 |
| 100~150 万円未満 | 18.6 | 9.5 |
| 150~200 万円未満 | 18.6 | 12.4 |
| 200~250 万円未満 | 7.0 | 13.0 |
| 250~300 万円未満 | 9.3 | 10.7 |
| 300~350 万円未満 | 0.0 | 10.6 |
| 350~400 万円未満 | 2.3 | 7.6 |
| 400~500 万円未満 | 2.3 | 11.6 |
| 500~600 万円未満 | 0.0 | 6.7 |
| 600 万円以上 | 2.3 | 11.6 |
| 合計 | 100.0 | 100.0 |

布を比較すると，「実態調査」において 300 万円未満の階層が 22.6% と「全国消費実態調査」の 10.2% に比べて多くなっており，それ以上の階

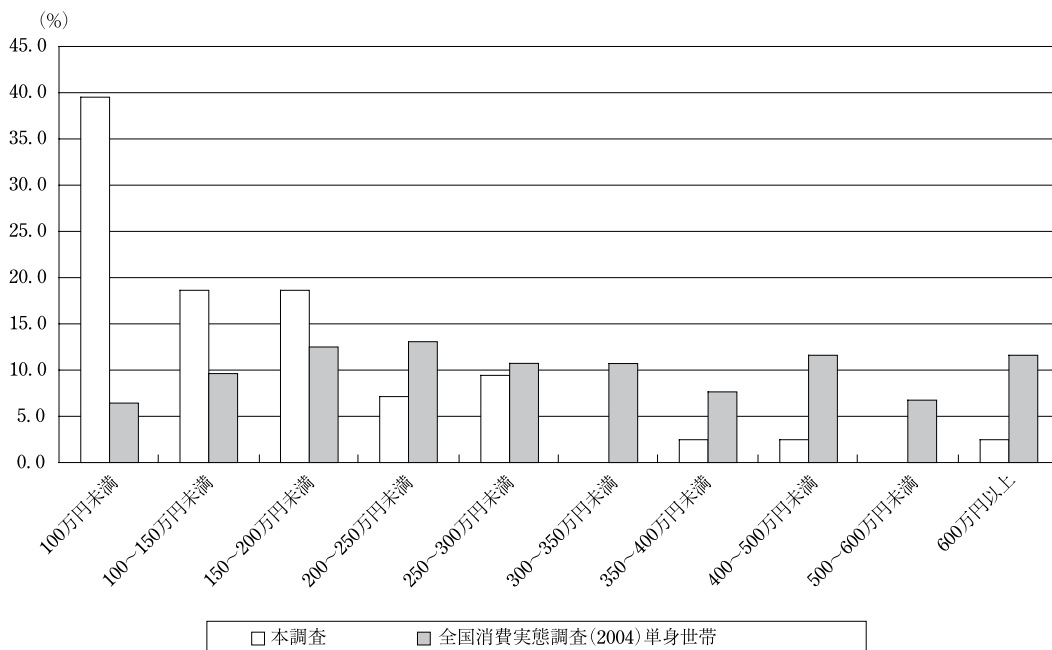


図 1 単身世帯（実態調査：単身世帯+GH 世帯）本人収入合計比較

表 12 2 人以上世帯の収入合計比較（1） (万円)

| | 回答 (世帯) | 本調査 | 回答 (世帯) | 稲城市 | 回答 (世帯) | 富士市 | 全国消費実態調査 (2004) |
|----|---------|--------|---------|--------|---------|--------|-----------------|
| 平均 | 150 | 591.01 | 66 | 573.12 | 84 | 605.06 | 692.5 |

表 13 2人以上世帯収入合計比較(2) (%)

| | 障害者実態調査 | 全国消費実態調査 (2004) |
|-----------------|---------|--------------------|
| 200万円未満 | 10.4 | 3.5 |
| 200～300万円未満 | 12.2 | 6.7 |
| 300～400万円未満 | 12.2 | 13.2 |
| 400～500万円未満 | 9.2 | 13.9 |
| 500～600万円未満 | 9.7 | 12.8 |
| 600～800万円未満 | 15.2 | 20.0 |
| 800～1,000万円未満 | 10.4 | 13.0 |
| 1,000～1,250万円未満 | 4.9 | 8.7 |
| 1,250～1,500万円未満 | 5.5 | 4.0 |
| 1,500万円以上 | 3.0 | 4.2 |
| 非該当 | 6.1 | |
| 不祥 | 1.2 | |
| | 100.0 | 100.0 |

層ではおおむね「実態調査」の割合が低い(表13, 図2)⁸⁾。

性別・世帯類型別本人収入をみていく(表14, 15, 16)。世帯類型別にみると、多い順に生殖家族215.97万円, その他世帯190.29万円, 単身世帯173.52万円, グループホーム106.5万円, 定位家族101.28万円となっている。

る。生殖家族に暮らす人と定位家族に暮らす人の収入の差は114.69万円と大きい。

性別にみていくと、どの世帯においても男性よりも女性の方が収入が低い。なかでも差が著しいのが生殖家族の男性342.26万円, 女性の120.70万円であり, 次に単身世帯の男性202.87万円, 女性の89.13万円が続く。差が小さいのはグループホーム世帯, その他世帯, 定位家族である。

生殖家族に暮らす人のなかには収入0の人が11人(11.0%)いるが, 300万円以上の人でも25人(25.0%)おり, ばらつきが大きい⁹⁾。これに比べて定位家族に暮らす人のなかの収入0の人は6人(11.3%)であるが, 300万円以上の方は3人(5.7%)であり, 低収入層に偏っている¹⁰⁾。

世帯収入と本人収入の関係に着目する。サンプル数の多い生殖家族と定位家族について, 既出の本人収入の平均値とあわせて表を作成した(表17)。世帯収入から本人収入を引いたものが, 障害をもつ人を除いた他の世帯員の収入の合計である。生殖家族に暮らす男性の本人収入が, 世帯収入の47.9%を占めるのに対し, 定位家族に暮らす男性は18.5%, 女性は14.4%, 生殖家族に暮

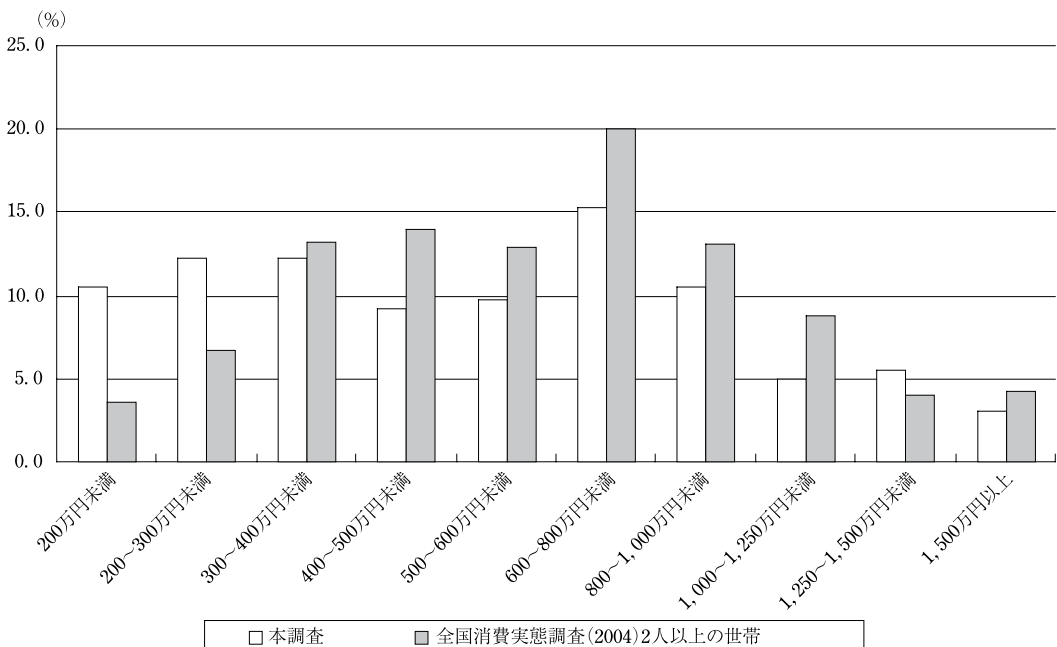


図2 2人以上世帯収入合計比較

らす女性は22.7%を占めているにすぎないことがわかる。

4 支出

障害者単身世帯の支出は129,211円であり、「全国消費実態調査」における単身世帯の支出183,424円の47.6%である。2人以上世帯の支出は298,069円、「全国消費実態調査」における2

表14 世帯類型別性別本人収入合計（万円）

| | 回答(人) | 平均 | 男性 | 女性 |
|---------|-------|--------|--------|--------|
| 単身世帯 | 31 | 173.52 | 202.87 | 89.13 |
| 生殖家族 | 100 | 215.97 | 342.26 | 120.70 |
| 定位家族 | 53 | 101.28 | 108.12 | 90.00 |
| その他 | 7 | 190.29 | 198.20 | 170.50 |
| グループホーム | 12 | 106.50 | 107.50 | 101.50 |
| 合計 | 203 | 172.19 | 219.45 | 111.65 |

注) 1,500万円以上は除く。

表15 世帯類型別本人収入合計（男性）

| | 回答(人) | 平均値(万円) | 標準偏差 | 中央値 | 最小値 | 最大値 |
|---------|-------|---------|---------|--------|-----|-----|
| 単身世帯 | 23 | 202.87 | 149.851 | 175.00 | 60 | 785 |
| 生殖家族 | 43 | 342.26 | 221.723 | 300.00 | 0 | 900 |
| 定位家族 | 33 | 108.12 | 100.326 | 84.00 | 0 | 438 |
| その他 | 5 | 198.20 | 77.484 | 233.00 | 79 | 274 |
| グループホーム | 10 | 107.50 | 61.695 | 97.5 | 0 | 214 |
| 合計 | 114 | 219.45 | 191.190 | 174.50 | 0 | 900 |

注) 1,500万円以上は除く。

表16 世帯類型別本人収入合計（女性）

| | 回答(人) | 平均値(万円) | 標準偏差 | 中央値 | 最小値 | 最大値 |
|---------|-------|---------|---------|--------|-----|------|
| 単身世帯 | 8 | 89.13 | 71.425 | 88.50 | 1 | 187 |
| 生殖家族 | 57 | 120.70 | 184.237 | 93.00 | 0 | 1126 |
| 定位家族 | 20 | 90.00 | 96.369 | 84.50 | 0 | 399 |
| その他 | 2 | 170.50 | 149.200 | 170.50 | 65 | 276 |
| グループホーム | 2 | 101.50 | 3.536 | 101.50 | 99 | 104 |
| 合計 | 89 | 111.65 | 156.688 | 92.00 | 0 | 1126 |

注) 1,500万円以上は除く。

表17 男女別生殖・定位家族における本人収入と世帯収入の差
(万円)

| | 生殖男性 | 生殖女性 | 定位男性 | 定位女性 |
|----------|--------|--------|--------|--------|
| 本人収入 | 342.26 | 120.70 | 108.12 | 90.00 |
| 他の家族員の収入 | 372.91 | 411.19 | 476.54 | 536.06 |
| 世帯収入 | 715.17 | 531.89 | 584.66 | 626.06 |

表18 障害にかかわる支出

| 支出項目 | 平均値(円) | 構成割合(%) | 当該割合(%) | 回答(人) | 当該平均(円) |
|--------------|--------|---------|---------|-------|---------|
| 保健医療 | 8,607 | 37.1 | 57.0 | 118 | 13,932 |
| 介助料自己負担 | 3,656 | 15.8 | 15.9 | 33 | 20,939 |
| 補装具代など | 1,536 | 6.6 | 4.8 | 10 | 28,100 |
| 保険給付対象外の負担額 | 2,107 | 9.1 | 10.6 | 22 | 15,363 |
| その他障害にかんする費用 | 7,270 | 34.1 | 7.7 | 16 | 74,063 |
| 合計 | 23,176 | 100.0 | | | |

人以上世帯の支出 320,063 円の 91.3% であり、単身世帯に比べると差が少ない¹¹⁾。

出費のうち、とりわけ障害ゆえの出費についてみていこう(表 18)。平均額は 23,176 円であり、当該割合をみると保健医療費が 57.0% と半数を超えているが、そのほかはいずれも 20% 未満である。ただしその他の項目では、当該者内の平均額は介助料自己負担額 20,939 円、補装具代自己負担額 28,100 円などと高額になっている。

IV 生活時間の分析

障害をもつ人たちは、1日の時間をどのように配分して生活しているのだろうか。圓山によると、従来の障害者にかんする調査は、認識されていないニーズを明らかにする等の理由から、独自設計の調査であることが多かった。しかし、障害者を「社会を構成する一員として」とらえるのであれば、非障害者と比較した生活実態をとらえることが必要だろう。「健常者の生活の状況とかけ離れた生活に障害者がおかれているのであれば、それは、社会の「完全な成員として」の資格を奪われている」のである〔圓山 2006, p. 76〕。

日本では、人びとの社会生活の実態を明らかにすることを目的とした、約 8 万世帯を対象とした「社会生活基本調査」が 5 年毎に行われている。本調査では、障害者而非障害者の生活実態の比較分析を行うことを前提とし、この調査設計を参考にして調査票を作成、障害者の生活実態を把握する目的のもと独自項目をつけ加えた〔圓山 2006, p. 76〕。

以下、圓山〔2008〕に沿ってみていこう。以下で扱うデータは「平日」と「休日」の双方に回答があった 170 件である。以下では「平日」についてみていく。

1 障害者の生活時間配分

「社会生活基本調査(平成 18 年)」(以下「平成 18 年調査」とする)の結果では、1 次活動(睡眠、食事など)の平均が 10 時間 24 分、2 次活動(仕事や家事など)の平均が 7 時間 53 分、3 次活

動(余暇活動など)の平均が 5 時間 43 分であるのに対し、「実態調査」の結果は、1 次活動の平均が 11 時間 1 分、2 次活動の平均が 5 時間 57 分、3 次活動の平均が 7 時間 2 分と、2 次活動が短く 3 次活動が長いことに特徴がある〔圓山 2008, p. 53〕, 表 19)。

1 次活動では睡眠時間が長く、「平成 18 年調査」では 7 時間 31 分であるのに対し、「実態調査」では 8 時間 6 分である。2 次活動では、仕事時間が「平成 18 年調査」で 4 時間 24 分であるのに対し、「実態調査」では 3 時間 18 分と短い。これについては後で有業者・無業者別に詳しくみていく。3 次活動のなかでは、休養・くつろぎの時間¹²⁾が長く、「平成 18 年調査」では平均 1 時間 20 分であるのに対し、「実態調査」では平均が 2 時間 1 分である。テレビ等視聴も「実態調査」の方が長く、「平成 18 年調査」の 2 時間 14 分に対して 2 時間 38 分となっている。また受診・療養にも差がある。「平成 18 年調査」の 10 分に対して、「実態調査」は 33 分である。

障害別にみると、1 次活動では精神障害者、重複障害者の睡眠時間がそれぞれ 9 時間 24 分、9 時間 22 分と長い。身の回りの用事については、「平成 18 年調査」では 1 時間 15 分であるのに対し、「実態調査」では平均は 1 時間 24 分と若干長い程度であるが、重複障害者の平均時間は 1 時間 42 分と長くなっている¹³⁾。知的障害者のテレビ等視聴は 3 時間 2 分と長い。また受診・療養の時間は、身体障害者 41 分、精神障害者 31 分(ただし知的障害者・重複障害者はともに 2 分)である。

2 仕事時間と家事時間

世帯類型別にみてみよう(表 20)。平日ではグループホームに暮らす人、定位家族で暮らす人の家事時間の長さ(それぞれ 8 分、17 分、「実態調査」平均は 1 時間 9 分、「平成 18 年調査」平均は 1 時間 27 分)に特徴がある〔圓山 2008, p. 55〕。またグループホームで暮らす人の、休養・くつろぎは 3 時間 14 分と、「実態調査」平均の 2 時間 1 分、「平成 18 年調査」の 1 時間 20 分

表 19 生活時間配分：障害種別（平日）

(時間, 分)

| | 社会生活基本調査 | | | 障害者生活実態調査 | | | | |
|-------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | 総数 | 男 | 女 | 合計 | 身体障害者 | 知的障害者 | 精神障害者 | 重複障害者 |
| 標本数・度数 | 113,604 | 55,295 | 58,309 | 170 | 111 | 20 | 30 | 9 |
| 1次活動 | 10.24 | 10.17 | 10.30 | 11.01 | 10.36 | 11.26 | 11.45 | 12.45 |
| 睡眠 | 7.31 | 7.38 | 7.25 | 8.06 | 7.38 | 8.14 | 9.24 | 9.22 |
| 身の回りの用事 | 1.15 | 1.05 | 1.24 | 1.24 | 1.27 | 1.28 | 1.06 | 1.42 |
| 食事 | 1.37 | 1.34 | 1.40 | 1.30 | 1.31 | 1.44 | 1.15 | 1.42 |
| 2次活動 | 7.53 | 8.06 | 7.41 | 5.57 | 6.07 | 6.12 | 5.15 | 5.43 |
| 通勤・通学 | 0.39 | 0.51 | 0.27 | 0.48 | 0.47 | 0.51 | 0.47 | 0.52 |
| 仕事 | 4.24 | 5.55 | 2.58 | 3.18 | 3.02 | 4.44 | 3.11 | 3.50 |
| 学業 | 0.48 | 0.52 | 0.44 | 0.11 | 0.17 | 0.04 | 0.00 | 0.00 |
| その他社会活動 | — | — | — | 0.11 | 0.08 | 0.13 | 0.26 | 0.00 |
| 家事 | 1.27 | 0.15 | 2.35 | 1.09 | 1.32 | 0.09 | 0.39 | 0.08 |
| 介護・看護 | 0.03 | 0.02 | 0.05 | 0.05 | 0.04 | 0.00 | 0.01 | 0.43 |
| 育児 | 0.13 | 0.03 | 0.23 | 0.01 | 0.01 | 0.00 | 0.01 | 0.00 |
| 買い物 | 0.19 | 0.10 | 0.29 | 0.14 | 0.16 | 0.13 | 0.11 | 0.10 |
| 3次活動 | 5.43 | 5.36 | 5.49 | 7.02 | 7.17 | 6.22 | 7.00 | 5.32 |
| 移動（通勤・通学を除く） | 0.25 | 0.23 | 0.27 | 0.31 | 0.30 | 0.32 | 0.40 | 0.20 |
| テレビ・ラジオ・新聞・雑誌 | 2.14 | 2.12 | 2.15 | 2.38 | 2.41 | 3.02 | 2.10 | 2.35 |
| 休養・くつろぎ | 1.20 | 1.17 | 1.23 | 2.01 | 1.53 | 2.25 | 2.09 | 2.13 |
| 学習・研究（学業以外） | 0.12 | 0.12 | 0.11 | 0.10 | 0.11 | 0.00 | 0.15 | 0.00 |
| 趣味・娯楽 | 0.36 | 0.39 | 0.33 | 0.26 | 0.32 | 0.13 | 0.14 | 0.18 |
| スポーツ | 0.12 | 0.14 | 0.10 | 0.07 | 0.09 | 0.00 | 0.03 | 0.00 |
| ボランティア活動・社会参加活動 | 0.03 | 0.03 | 0.04 | 0.05 | 0.07 | 0.00 | 0.02 | 0.00 |
| 交際・付き合い | 0.17 | 0.15 | 0.20 | 0.18 | 0.13 | 0.00 | 0.55 | 0.00 |
| 受診・療養 | 0.10 | 0.08 | 0.12 | 0.33 | 0.41 | 0.02 | 0.31 | 0.02 |
| その他 （再掲） | 0.14 | 0.12 | 0.16 | 0.14 | 0.18 | 0.08 | 0.05 | 0.03 |
| 家事関連 ¹⁾ | 2.02 | 0.30 | 3.32 | 1.29 | 1.54 | 0.22 | 0.52 | 1.02 |
| 休養等自由時間活動 ²⁾ | 3.34 | 3.29 | 3.38 | 4.39 | 4.35 | 5.27 | 4.18 | 4.48 |
| 積極的自由時間活動 ³⁾ | 1.03 | 1.08 | 0.58 | 0.47 | 0.59 | 0.13 | 0.33 | 0.18 |

注) 1) 家事、介護・看護、育児および買い物。

2) テレビ・ラジオ・新聞・雑誌および休養・くつろぎ。

3) 学習・研究（学業以外）、趣味・娯楽、スポーツおよびボランティア活動・社会参加活動。

出典) [圓山 2008, p. 53]

と比べてもとびぬけて長い。

次に有業者と無業者の別に、仕事時間と家事時間に注目してみていく（表 21）。「平成 18 年調査」における有業者の仕事時間 7 時間 16 分に比べ、「実態調査」での「仕事あり」の人の仕事時間は 6 時間 6 分と、1 時間 10 分短い。圓山の指摘によると、知的障害者は、健常者の「家事の傍らに仕事をしている人」の仕事時間（3 時間 44 分）に近い仕事時間（4 時間 44 分）をこなして

いる。しかし、前者の家事関連時間（3 時間 20 分）に比べて、後者のそれは 22 分と非常に短い [圓山 2008, p. 63]。

「平成 18 年調査」においては有業者と無業者の家事時間が、有業者の平均 59 分に対して無業者の 2 時間 28 分と差が大きい。これに対して「実態調査」の方は、前者が 43 分、後者が 1 時間 36 分とそれほど差はない。テレビ等視聴はほとんど差がないが、休養・くつろぎについては、「平成

表 20 生活時間配分：世帯類型別（平日）

(時間, 分)

| | 社会生活基本調査 | | | 障害者生活実態調査 | | | | | |
|-------------------------|----------|--------|--------|-----------|-------|-------|-------|-------|---------|
| | 総数 | 男 | 女 | 合計 | 単身世帯 | 生殖家族 | 定位家族 | その他世帯 | グループホーム |
| 標本数・度数 | 113,604 | 55,295 | 58,309 | 170 | 27 | 86 | 41 | 5 | 11 |
| 1次活動 | 10.24 | 10.17 | 10.30 | 11.01 | 11.23 | 10.23 | 11.48 | 10.54 | 12.11 |
| 睡眠 | 7.31 | 7.38 | 7.25 | 8.06 | 8.35 | 7.35 | 8.42 | 8.21 | 8.35 |
| 身の回りの用事 | 1.15 | 1.05 | 1.24 | 1.24 | 1.20 | 1.20 | 1.29 | 1.42 | 1.42 |
| 食事 | 1.37 | 1.34 | 1.40 | 1.30 | 1.28 | 1.28 | 1.37 | 0.51 | 1.53 |
| 2次活動 | 7.53 | 8.06 | 7.41 | 5.57 | 5.46 | 6.04 | 6.12 | 4.09 | 5.30 |
| 通勤・通学 | 0.39 | 0.51 | 0.27 | 0.48 | 0.41 | 0.47 | 0.58 | 0.06 | 0.49 |
| 仕事 | 4.24 | 5.55 | 2.58 | 3.18 | 3.14 | 2.48 | 4.23 | 1.48 | 4.00 |
| 学業 | 0.48 | 0.52 | 0.44 | 0.11 | 0.11 | 0.11 | 0.14 | 0.00 | 0.04 |
| その他社会活動 | — | — | — | 0.11 | 0.33 | 0.05 | 0.03 | 0.33 | 0.23 |
| 家事 | 1.27 | 0.15 | 2.35 | 1.09 | 0.45 | 1.48 | 0.17 | 1.12 | 0.08 |
| 介護・看護 | 0.03 | 0.02 | 0.05 | 0.05 | 0.00 | 0.06 | 0.10 | 0.00 | 0.00 |
| 育児 | 0.13 | 0.03 | 0.23 | 0.01 | 0.01 | 0.02 | 0.00 | 0.00 | 0.00 |
| 買い物 | 0.19 | 0.10 | 0.29 | 0.14 | 0.21 | 0.16 | 0.07 | 0.30 | 0.05 |
| 3次活動 | 5.43 | 5.36 | 5.49 | 7.02 | 6.51 | 7.34 | 6.00 | 8.57 | 6.19 |
| 移動（通勤・通学を除く） | 0.25 | 0.23 | 0.27 | 0.31 | 0.35 | 0.33 | 0.33 | 0.21 | 0.11 |
| テレビ・ラジオ・新聞・雑誌 | 2.14 | 2.12 | 2.15 | 2.38 | 2.04 | 2.49 | 2.53 | 1.24 | 2.12 |
| 休養・くつろぎ | 1.20 | 1.17 | 1.23 | 2.01 | 2.05 | 1.59 | 1.29 | 3.36 | 3.14 |
| 学習・研究（学業以外） | 0.12 | 0.12 | 0.11 | 0.10 | 0.08 | 0.08 | 0.14 | 0.39 | 0.00 |
| 趣味・娯楽 | 0.36 | 0.39 | 0.33 | 0.26 | 0.22 | 0.22 | 0.24 | 1.42 | 0.33 |
| スポーツ | 0.12 | 0.14 | 0.10 | 0.07 | 0.02 | 0.10 | 0.03 | 0.06 | 0.00 |
| ボランティア活動・社会参加活動 | 0.03 | 0.03 | 0.04 | 0.05 | 0.02 | 0.08 | 0.00 | 0.27 | 0.00 |
| 交際・付き合い | 0.17 | 0.15 | 0.20 | 0.18 | 0.37 | 0.15 | 0.19 | 0.00 | 0.00 |
| 受診・療養 | 0.10 | 0.08 | 0.12 | 0.33 | 0.31 | 0.54 | 0.01 | 0.06 | 0.00 |
| その他（再掲） | 0.14 | 0.12 | 0.16 | 0.14 | 0.24 | 0.14 | 0.04 | 0.36 | 0.10 |
| 家事関連 ¹⁾ | 2.02 | 0.30 | 3.32 | 1.29 | 1.07 | 2.12 | 0.34 | 1.42 | 0.14 |
| 休養等自由時間活動 ²⁾ | 3.34 | 3.29 | 3.38 | 4.39 | 4.09 | 4.48 | 4.22 | 5.00 | 5.26 |
| 積極的自由時間活動 ³⁾ | 1.03 | 1.08 | 0.58 | 0.47 | 0.34 | 0.49 | 0.41 | 2.54 | 0.33 |

注) 1) 家事、介護・看護、育児および買い物。

2) テレビ・ラジオ・新聞・雑誌および休養・くつろぎ。

3) 学習・研究（学業以外）、趣味・娯楽、スポーツおよびボランティア活動・社会参加活動。

出典)〔岡山2008, p.55〕

18年調査」の無業者が1時間43分、「実態調査」の無業者が2時間28分と45分長い。受診・療養についても前者が21分であるのに対し、後者は47分である。

V 考察

1 他の家族員への依存度の高さ

世帯状況については、障害により大きく異なっ

ていることが示され、従来より指摘されている「親亡き後」の問題の様相が浮かび上がってきた。身体障害者は、有配偶率が圧倒的に高く、多くは生殖家族で暮らしている。身体障害者の年齢層が50歳から64歳に6割以上が偏っていることはこの要因の1つであると考えられるが、それ以上に障害による差異が大きいと思われる。知的障害者はグループホームで暮らす人もいるが、多くは定位家族で生活している。このことは後述する

表 21 生活時間配分：就業の有無（平日）

(時間, 分)

| | 社会生活基本調査 | | | 障害者生活実態調査 | | |
|-------------------------|----------|--------|--------|-----------|-------|-------|
| | 総 数 | 有業者 | 無業者 | 合 計 | 仕事あり | 仕事なし |
| 標本数・度数 | 132,520 | 77,718 | 46,985 | 170 | 88 | 82 |
| 1次活動 | 10.24 | 9.58 | 11.03 | 11.01 | 10.32 | 11.31 |
| 睡眠 | 7.31 | 7.14 | 7.54 | 8.06 | 7.49 | 8.24 |
| 身の回りの用事 | 1.15 | 1.12 | 1.21 | 1.24 | 1.15 | 1.34 |
| 食事 | 1.37 | 1.32 | 1.48 | 1.30 | 1.28 | 1.33 |
| 2次活動 | 7.53 | 9.42 | 4.50 | 5.57 | 8.33 | 3.10 |
| 通勤・通学 | 0.39 | 0.53 | 0.13 | 0.48 | 1.17 | 0.16 |
| 仕事 | 4.24 | 7.16 | 0.06 | 3.18 | 6.06 | 0.17 |
| 学業 | 0.48 | 0.08 | 1.03 | 0.11 | 0.02 | 0.21 |
| その他社会活動 | — | — | — | 0.11 | 0.08 | 0.15 |
| 家事 | 1.27 | 0.59 | 2.28 | 1.09 | 0.43 | 1.36 |
| 介護・看護 | 0.03 | 0.02 | 0.06 | 0.05 | 0.02 | 0.09 |
| 育児 | 0.13 | 0.08 | 0.24 | 0.01 | 0.00 | 0.02 |
| 買い物 | 0.19 | 0.15 | 0.30 | 0.14 | 0.16 | 0.13 |
| 3次活動 | 5.43 | 4.20 | 8.07 | 7.02 | 4.55 | 9.18 |
| 移動（通勤・通学を除く） | 0.25 | 0.23 | 0.30 | 0.31 | 0.20 | 0.43 |
| テレビ・ラジオ・新聞・雑誌 | 2.14 | 1.42 | 3.16 | 2.38 | 2.05 | 3.13 |
| 休養・くつろぎ | 1.20 | 1.05 | 1.43 | 2.01 | 1.35 | 2.28 |
| 学習・研究（学業以外） | 0.12 | 0.07 | 0.17 | 0.10 | 0.02 | 0.19 |
| 趣味・娯楽 | 0.36 | 0.26 | 0.53 | 0.26 | 0.12 | 0.41 |
| スポーツ | 0.12 | 0.06 | 0.18 | 0.07 | 0.04 | 0.10 |
| ボランティア活動・社会参加活動 | 0.03 | 0.02 | 0.05 | 0.05 | 0.02 | 0.09 |
| 交際・付き合い | 0.17 | 0.16 | 0.21 | 0.18 | 0.07 | 0.31 |
| 受診・療養 | 0.10 | 0.04 | 0.21 | 0.33 | 0.19 | 0.47 |
| その他 （再掲） | 0.14 | 0.09 | 0.23 | 0.14 | 0.09 | 0.18 |
| 家事関連 ¹⁾ | 2.02 | 1.24 | 3.28 | 1.29 | 1.01 | 2.00 |
| 休養等自由時間活動 ²⁾ | 3.34 | 2.47 | 4.59 | 4.39 | 3.41 | 5.40 |
| 積極的自由時間活動 ³⁾ | 1.03 | 0.41 | 1.33 | 0.47 | 0.19 | 1.18 |

注) 1) 家事、介護・看護、育児および買い物。

2) テレビ・ラジオ・新聞・雑誌および休養・くつろぎ。

3) 学習・研究（学業以外）、趣味・娯楽、スポーツおよびボランティア活動・社会参加活動。

出典) 〔圓山 2008, p. 57〕

ように、かれらが定住家族から離家しづらい要因の1つとなっているのではないかと。精神障害者は、定住家族で暮らすか単身世帯において1人暮らしをするかで二分されており、精神障害者向けのグループホームが少ない現状を反映していると同時に、知的障害者と同様、定住家族からの離家の困難を示していると思われる¹⁴⁾。

家計構造について、知的障害者は既存の調査からも年金による収入を得ている人の割合が高いこ

とが指摘されていたが、本調査の結果もこれを支持している。ただし全体としては障害にかかわる年金は半数に満たない人が受給しているにすぎない。これ以外に雇用者収入、障害以外の年金、手当、生活保護など、収入源は多様である。収入総額について、身体障害の男性がとびぬけて高い以外は、身体障害の女性、知的障害者、精神障害者、非手帳保持者はおおむね低額であり、低収入層への偏りがみられた¹⁵⁾。

世帯状況別にみると、単身世帯、とりわけ女性が低収入層に置かれている。また、定位家族に暮らす人は本人収入が低い傾向にある。既存の調査結果とあわせて考えると、定位家族に暮らす割合が高い知的障害者、精神障害者、非手帳保持者は、本人収入の低さが親などの他の家族成員の収入に依存させていること、さらに収入以外の援助（家屋の提供、光熱費の肩代わりなど）を獲得していること、それゆえに離家が困難であるという仮説が導かれる。2人以上世帯の収入は、一般世帯との差は単身世帯よりも少ないが、このことは逆に、障害者の他の家族員への依存度が大きいことを示しているのではない。

支出についてはどうか。さらなるデータの積み重ねが必要であるが、障害ゆえに必要な特別な費用についてみると、保健医療費は半数以上の人が支出しているが、そのほかについて支出している人は20%未満である。したがって該当する人の平均額との差が大きくなっており、必要な人のみがより多くの金額を支出している状況がうかがえた。

2 障害者の生活時間配分

障害者と非障害者の生活時間を比較すると、大きな違いがあることが示された。障害者に仕事や家事の時間が少なく、睡眠や休養・くつろぎに時間が多く配分されていたことが特徴的であった。ここから、障害をもつ人は仕事や家事を行わずに、休養してばかりである、とするのは早計だろう。

圓山は、障害をもつ人が休養等に多くの時間を配分している理由として2つ挙げている。ひとつは、障害ゆえに休息が必要であることである〔圓山2008, p. 63〕。障害をもち「仕事あり」の人も、非障害者よりは一定時間を休養・くつろぎ等に当てていること、またとりわけ「仕事なし」の人が、非障害者の無業者のように家事時間に多くを配分せず、休養や受診等の時間が長いことは注目すべきだろう。すなわちかれらが障害ゆえの時間的コストを支払っているという仮説が成り立つ。無業者の「就労していない理由」として「家

事」を挙げる人が20.3%にすぎないことは、これを裏づけている〔遠山2008, p. 44〕。いまひとつは、他にすることがないが故に、結果として休養等自由時間が長くなるというものである〔圓山2008, p. 63〕。これについては、とりわけ知的障害者や精神障害者、重複障害者の趣味・娯楽等の積極的自由時間活動が少ないことに表れている。

また知的障害者、重複障害者、定位家族に暮らす人やグループホームに暮らす人は家事時間が短いことが明らかになった。定位家族において「子ども」の立場である人が、家事を担わないのは非障害者世帯でも同様であるかもしれない。また、グループホームにおいては世話人が配置され、日常生活の援助を行うことと規定されているため居住者は家事を担わないことが考えられる。

VI まとめ——自立支援に向けて

世帯状況やジェンダーに注目し、家計状況と生活時間の配分の面から障害者の生活実態を明らかにしてきた。世帯状況に注目したことで、定位家族に暮らす人が生活全般について、他の家族成員に依存しているという仮説が導かれた。

まず経済的な依存である。とりわけ定位家族に暮らす人は、おおむね本人収入が低く経済的に他の家族成員の収入に頼り、家賃や光熱費、食費を肩代わりされていることも含めて依存している。このことはかれらが、定位家族に留まり続ける1つの要因であると考えられる。かれらが世帯収入に依存していると仮定するならば、それは、親の高齢化による収入源の喪失、他の家族成員の離家による収入減などの事態が予測されるため、脆弱なものであるといえる。一方で、成人後の生活が他の家族成員の収入に依存している状況は、「自立」を志向する昨今の政策動向からしても、時代に逆行するものであるだけでなく、「障害」ゆえに生じさせられる、社会的に不平等な状態でもある。

世帯収入と本人収入の関係については、今後の調査によって裏づけられる必要があるが、本調査の結果により示された低収入層に位置する、身体

障害者の女性、知的障害者、精神障害者、非手帳保持者を中心として、他の家族成員の収入額とかかわりなく、所得保障の整備がなされることは緊急の課題であると思われる。また、特別な費用を必要とする人たちがより多く支出をしていることがうかがえたことから、適当な金銭や現物サービスが給付されることも肝要であるのではないか。

また生活時間の配分の分析では、障害をもつ人が障害ゆえに、非障害者が支払わなくてもよい「時間的コスト」を支払っていることが示された。障害者の就労が短時間であることはすでに指摘があるが、これは障害ゆえの制限の結果であると仮定できるため、就労支援については、短時間就労を前提としたかたちで行う必要性が導かれる〔圓山 2008, p. 64〕。さらに、障害をもつ人は家事時間に多くを割いていないことも明らかになった。圓山はとくに知的障害者の家事時間の少なさに注目し、定位家族では他の家族成員が家事を担い、グループホームではそれを職員が代替していることを指摘する。しかしそうであるがゆえに、知的障害者の仕事などの活動が可能になっていると述べる〔圓山 2008, p. 64〕。圓山がいうように、定位家族を離れ地域で生きていくためには、家事を支援する形の「自立支援」も必要であろう。また一方で、「家事を行う」ことを希望する人のために、家事を行うための支援も行われるべきであると考えられる。これらの上に「積極的自由時間」のための支援も考えられてよいだろう。

本調査はサンプル数が多くないこと、回収率がはかばかしくなかったこと等から、一般化については注意が必要である。また本稿では2つの地域のデータを合算したデータを用いているため、それぞれの地域の特性、自治体独自の制度等に留意することも必要であるが、これについては今後の課題としたい。

最後に強調して述べておきたいのは、「自立」のための支援を考える際には、こうした「生活実態」をとらえることが肝要であるということである。本稿がその端緒となっていれば幸いである。今後は「生活」実態把握のための、より大規模な

調査が行われ着実にデータが蓄積されることにより、本稿で示した知見について議論が重ねられていくことを期待したい。

注

- 1) 障害者の権利に関する条約において、第19条（自立生活）では「他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を認める」と、障害者が非障害と同じ選択の機会をもつことが強調されている。
- 2) 各市における障害者抽出方法については以下のとおりである。身体障害者手帳と療育手帳登録者名簿より年齢階層別、男女別、障害種および程度別で母集団と同割合で合計500（身体400知的100）名を抽出し依頼状を郵送した。調査協力の意思の有無を返信用葉書で回収し、協力の意思を示した対象者について訪問面接調査と一部留め置き回収調査を実施した。精神障害者については登録情報が利用できなかったため、地域の社会福祉協議会や共同作業所および生活支援センター等の利用者に直接協力依頼した。

| | | 18～64歳人口 | 割合 | |
|-----|-------|----------|-----------------|-------|
| 稲城市 | 総人口 | 51,530 | 総人口に占める | 67.4% |
| | 障害登録者 | 1,048 | 18～64歳人口に占める | 2.0% |
| | 障害協力者 | 94 | 18～64歳障害登録者に占める | 9.0% |
| 富士市 | 総人口 | 149,017 | 総人口に占める | 63.0% |
| | 障害登録者 | 3,531 | 18～64歳人口に占める | 2.4% |
| | 障害協力者 | 119 | 18～64歳障害登録者に占める | 3.4% |

注) 障害登録者とは各障害者手帳の登録者数を表す。身体障害者手帳は18～64歳、療育手帳は19～64歳、精神保険福祉手帳登録者は年齢階層別のデータが無く全年齢。重複障害者は重複して数えられている。障害協力者とは分析の対象となった調査票に実際に回答した人の数である。

各市の調査の詳細、データの詳細については『障害者の所得保障と自立支援に関する調査研究（平成17年、平成18年度総合研究報告書）』（主任研究者：国立社会保障・人口問題研究所 勝又幸子）を参照のこと。

出所) 総人口「平成17年国勢調査」

- 3) 「第1回障害者生活実態調査」では、東京都内の障害者団体からの協力による33件のデータが含まれているが、今回の合算データからは除外した。このデータとの比較も今後の残された課題である。また合算データを用いたのは、

- 障害別などの分析において対象サンプル数を出来る限り確保するためであり、統計的妥当性については議論があることを承知している。
- 4) 第3節と第4節で扱うデータは、項目の記入件数の違いから若干異なるものになっている。
 - 5) 富士市では世帯員数が多く、三世帯世帯と推測される世帯が10世帯であり、8人世帯や7人世帯もあった。一方稲城市では最大で5人世帯であった。
 - 6) ただし、稲城市と富士市で差がみられた。生殖家族で暮らす人は、身体障害者は稲城市では64.9%であるが、富士市では81.3%と多くなっている。また、稲城市の精神障害者の71.4%が単身世帯で暮らしているのに対し、富士市の精神障害者の単身世帯は21.4%にすぎず、64.3%が定位家族に暮らす。この理由として、富士市は三世帯同居などが多く同居志向が強いこと、富士市は身体障害者がやや高齢層に偏っており、それゆえに生殖家族に暮らす人が多いことが挙げられる。
 - 7) 厚生労働省社会・援護局〔2005〕による「平成17年度知的障害児（者）基礎調査の結果」（回答数2,075件）においても20歳以上の「年金・手当」を受給する割合は74.9%と高くなっている。ただし5年前の平成12年の調査では82.8%が受給しており、この5年間の減少については受給条件の変化もあわせて検討が必要である。
 - 8) 本人収入、世帯収入ともすべての欄に無回答だった場合には「不詳」として処理。また世帯収入については、精神障害者の世帯において他の世帯員の収入の記入を拒否するケースが複数みられた。これらにかんしては「非該当」とした。
 - 9) 収入0の11人のうち女性10人、300万円以上の人28人のうち女性3人である。
 - 10) 同様に、収入0の6人のうち女性は4人、300万円以上の人6人のうち女性は1人である。
 - 11) 定位家族ではばらつきが大きく、300万円未満が22.2%であるのに対し1,000万円以上も13.1%みられる。また本調査では支出の内訳をすべて聞いたわけではなく、無回答項目があることから、今後はより精緻化されたデータ収集が必要である。
 - 12) 「休養・くつろぎ」に含まれる内容は「家族との団らん」「仕事場または学校の休憩時間」「おやつ・お茶の時間」「食休み」「うたたね」（テレビ・ラジオなどを視聴しながらくつろいだ時間は含まない）である。
 - 13) 「身の回りの用事」は、障害によっては時間がかかる行為であることを想定し、「衣服の着脱」「排泄」「入浴」の3項目に細分化したが、

重複障害者以外には差は見られなかった。

- 14) 既存の調査と比較してみると、本調査における対象者は、知的障害者にかんしてはグループホーム居住者がやや多く、精神障害者にかんしては単身世帯がやや多いという偏りがある他は、おおむね実態に則しているといえるだろう。厚生労働省社会・援護局〔2005〕「平成17年度知的障害児（者）基礎調査の結果」（回答数：2,075件）によると、18歳以上で「夫婦で」暮らしている人は3.1%、単身で暮らしている人は5.6%とやはりごく僅かである。グループホームで暮らしている人は実態調査よりも少ない8.9%である。厚生労働省が行っている「身体障害者・児実態調査」は「同居者あり」と「同居者なし」という項目での調査のため、本調査との比較はできない。若干古いデータではあるが、東京都福祉保健局〔2003〕が行った「障害者の生活実態調査」（回答者：身体2,757人、知的647人、精神529人）によると、「一緒に暮らしている人」として配偶者を挙げた人、本調査でいう生殖家族に暮らす人の割合は身体障害者53.3%、知的障害者2.3%、精神障害者17.8%となっている。この調査において身体障害者の年配偶率が低い要因は、年齢層が高い（70歳以上が46.9%）こと等が考えられる。知的障害者と精神障害者については、生殖家族の割合が低いという同様の結果が得られている。また、同じ調査であるが、グループホームで暮らす精神障害者は1.3%、単身世帯の精神障害者は30.6%である。
- 15) この要因として雇用者収入額に差があることが考えられる。そもそも雇用者収入を得ている人の数自体に差があり（男性52.6%、女性29.7%）、さらにこのなかでも金額に差がある。遠山の分析によると、就労による収入を得ている人の平均年収は、就労形態、障害別、障害程度によって異なってくる。常用雇用の人は臨時・日雇いの人よりも多く、福祉的就労はさらに低額となる。同じ常用雇用であれば、身体障害者よりも知的障害者の方が低額である〔遠山2008, p.43〕。

参考・引用文献

- 土屋葉（2008）「世帯状況をふまえた家計収支の分析」『障害者の所得保障と自立支援施策に関する調査研究』（平成19年度総括研究報告書 主任研究者 勝又幸子），pp. 67-91。
- 同志社大学大学院埋橋ゼミ（2006）「障害者雇用・福祉政策をめぐる国際的動向と日本の位置・課題」『Int' lecowk 国際労働研究』11-12, pp. 7-14。
- 遠山真世（2008）「障害者の就労実態：参加と自立

を阻む要因」『障害者の所得保障と自立支援施策に関する調査研究』（平成19年度総括研究報告書 主任研究者 勝又幸子），pp. 35-48。

圓山里子（2008）「障害をもった人の生活時間」『障害者の所得保障と自立支援施策に関する調査研究』（平成19年度総括研究報告書 主任研究者 勝又幸子），pp. 51-64。

参考資料

厚生労働省社会・援護局（2003）「障害者の生活状況に関する調査結果の概要」厚生労働省HP（<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/08/h0829-6.html>）（2008年6月24日）

（2005）「平成17年度知的障害児（者）基礎調査の結果の概要」<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/titeki/index.html>（2008年6月24日）

（2008a）「身体障害者，知的障害者及び精神障害者就業実態調査の調査結

果について」<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/01/h0118-2.html>（2008年6月24日）

（2008b）「平成18年身体障害児・者実態調査結果」<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/shintai/06/index.html>（2008年6月24日）

障害者生活実態調査（JD調査2006）「障害者自立支援法の影響を中心として——第1回調査（調査時点=2006年2月）の報告」<http://www.jdnet.gr.jp/jittai1.pdf>（2008年6月24日）。

総務省統計局「平成16年全国消費実態調査」<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2004/index.htm>（2008年6月24日）

東京都福祉保健局「平成15年度障害者の生活実態」http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2004/11/DATA/60ebm100_1.pdf（2008年6月24日）

（つちや・よう 愛知大学助教）